

食料輸出規制の規律強化に向けて —WTO協定に関する考察と提言—

農林水産政策研究所研究成果報告会

2026年5月12日

明治大学農学部教授 作山 巧

目次

研究の目的

食料輸出規制を巡る国際ルール

食料輸出規制の発動要因

WTO協定に違反する輸出数量制限の実態

輸出数量制限のWTO通報の遵守状況

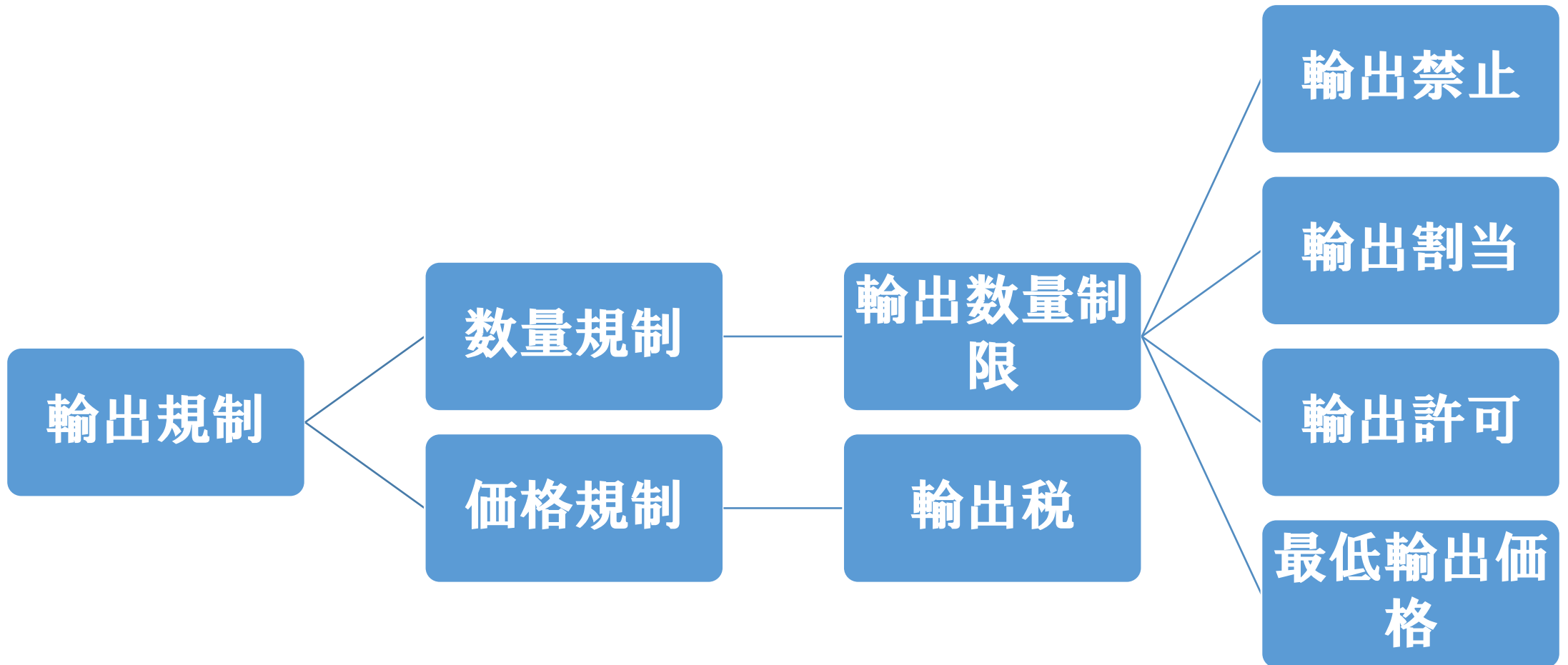
食料輸出規制の規律強化に向けた提言

1. 研究の目的

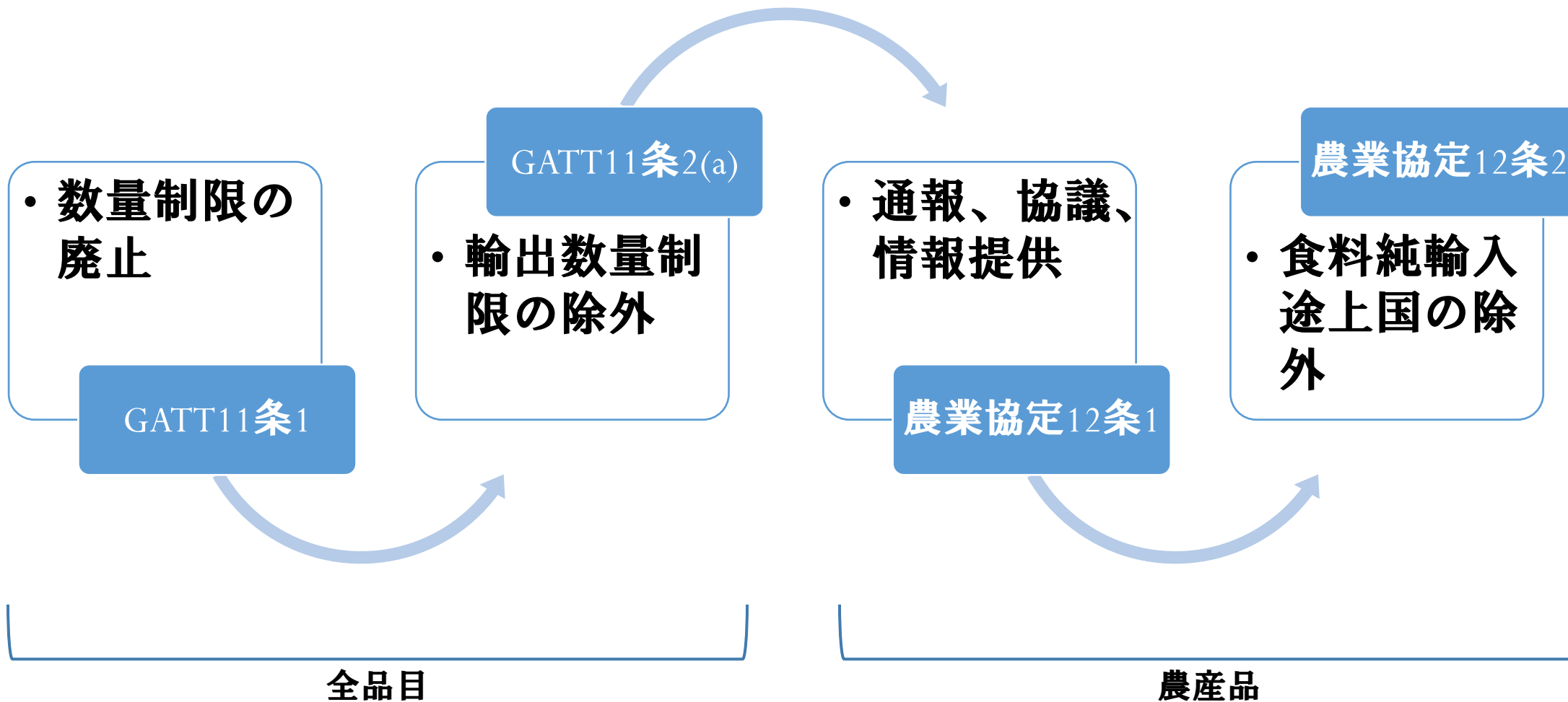
- **輸出制限的措置の誘発要因分析**
 - 複数の有益な研究成果が存在
 - 筆者の既存研究を含む先行研究の要約
- **WTO農業協定の考察**
 - 行政部局から高い関心
 - 筆者がWTOドーハ・ラウンドを含む多くの貿易交渉に従事
 - OECD食料輸出規制データベース等を活用した独自の分析

2. 食料輸出規制を巡る国際ルール

輸出規制の定義



WTO協定の食料輸出規制の規律



GATT11条：数量制限の一般的廃止

- 1 締約国は、他の締約国の領域の産品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、**関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。**
- 2 前項の規定は、次のものには適用しない。
 - (a) **輸出の禁止又は制限で、食料その他輸出締約国にとって不可欠の産品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの**
 - (b) 以下略

農業協定12条：輸出の禁止及び制限に関する規律

- 1 加盟国は、1994年のガット第11条2(a)の規定に基づいて食料の輸出の禁止又は制限を新設する場合には、次の規定を遵守する。
 - (a) 輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、当該禁止又は制限が輸入加盟国の食料安全保障に及ぼす影響に十分な考慮を払う。
 - (b) 加盟国は、輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報するものとし、要請があるときは、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議する。輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、要請があるときは、当該他の加盟国に必要な情報を提供する。
- 2 この条の規定は、ある食料の純輸出国である開発途上加盟国が当該食料について1に規定する措置をとる場合を除くほか、開発途上加盟国については適用しない。

3. 食料輸出規制の発動要因

食料輸出規制の目的

- 国内供給の確保と価格の引下げ
- 国内加工業の保護
- 歳入の確保（輸出税）

OECD食料輸出規制データベース

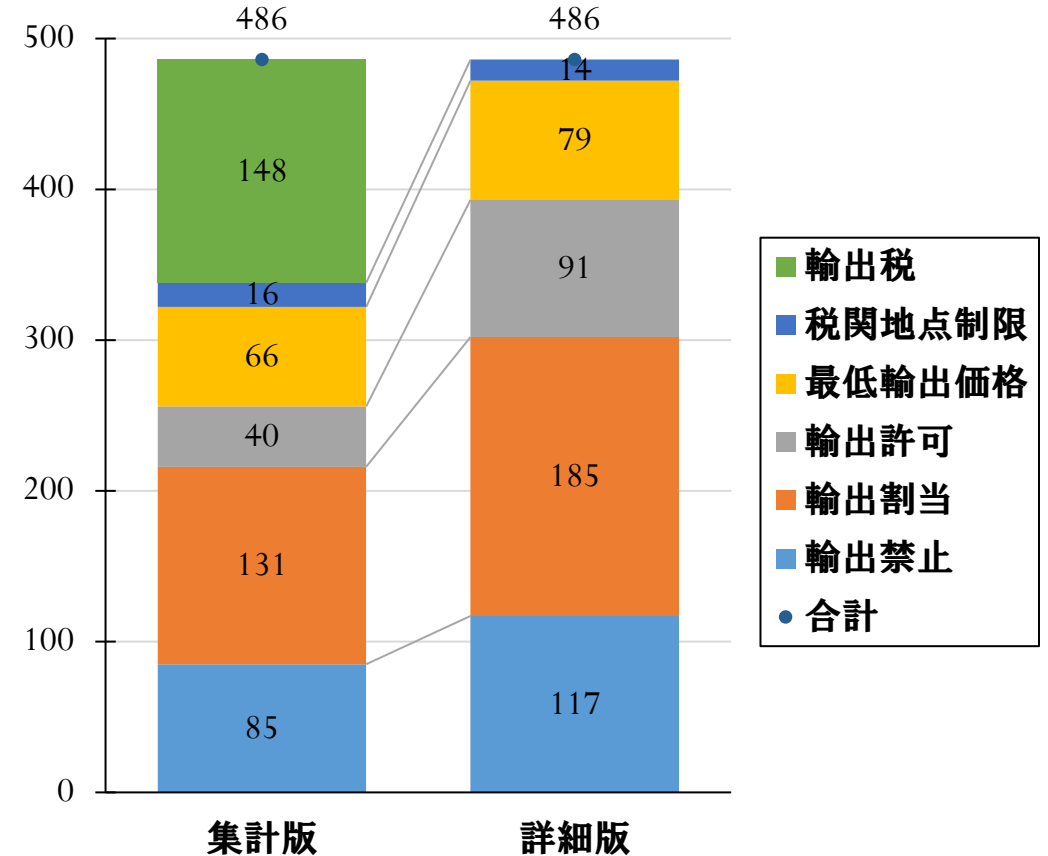
対象国数 • 28カ国

対象期間 • 2007～2024年

期間の情報
報 • 年月日

対象品目 • 穀物 + 大豆

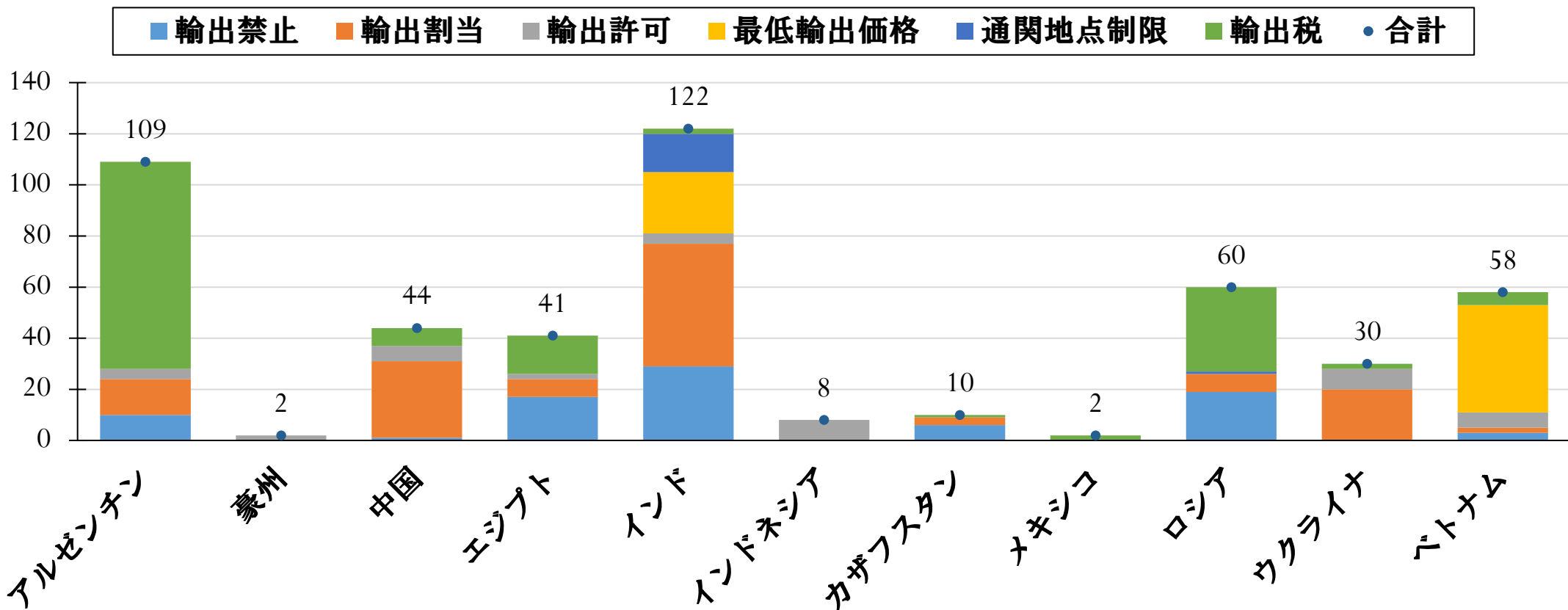
集計版と詳細版の品目数



資料：OECD(2024)から作成。

措置別では、インドは輸出割当が多く、アルゼンチンは輸出税が多い

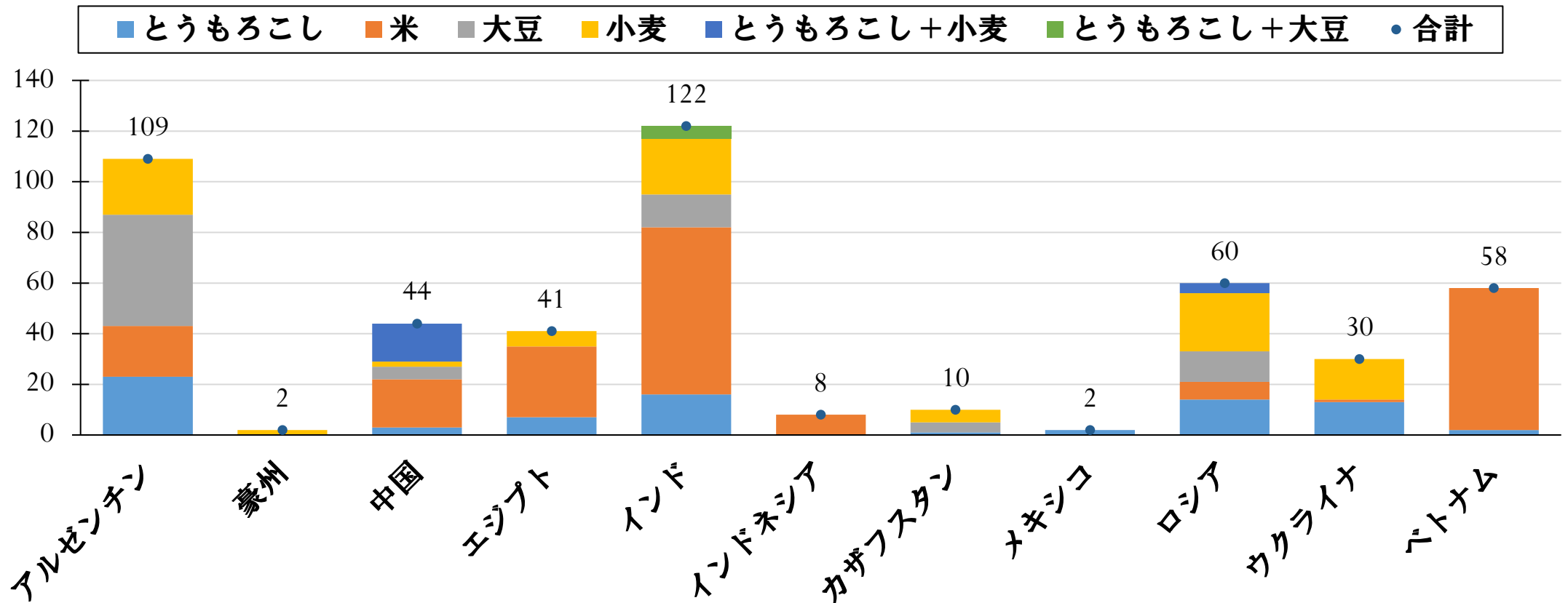
食料輸出規制の措置別の件数（2007～2024年）



資料：OECD(2024, 集計版)から作成。

品目別では、インドは米が多く、アルゼンチンは大豆が多い

食料輸出規制の品目別の件数（2007～2024年）



食料輸出規制の発動要因

- **先行研究**
 - 作山(2012)、He(2022)、Mamun and Laborde(2025)
- **促進要因**
 - 発展段階（エンゲル係数の高さ）
 - 農業生産（穀物自給率の高さ）
 - 市場構造（市場支配力（輸入需要弾性値の逆数）の強さ、川下の市場集中度の高さ、品目生産量の対世界割合の高さ）
 - 価格の動向（物価上昇率、食料価格上昇率、国際価格変化率）
 - 自然条件（気温の高さ）
- **抑制要因**
 - 政府統治（説明責任指数の高さ）
 - 財政状況（財政収支率の高さ）
 - 自然条件（人口密度の低さ）

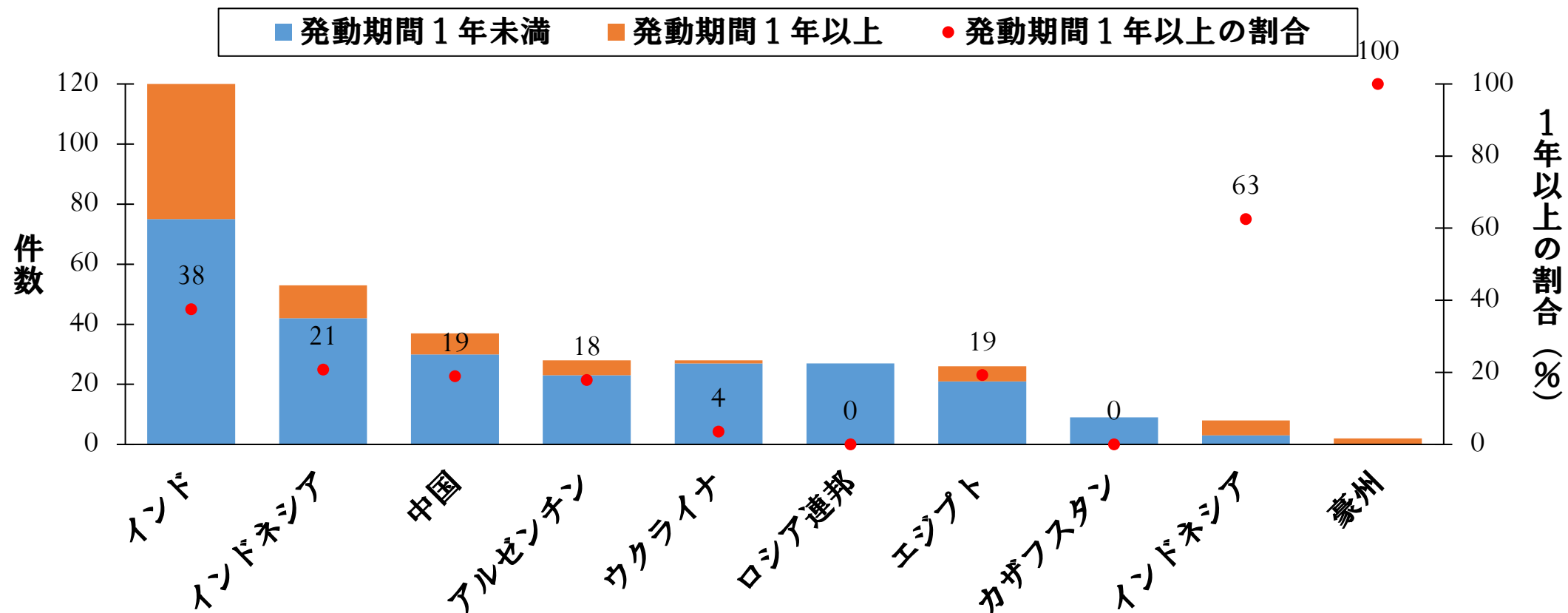
4. WTO協定に違反する輸出数量制限の実態

GATT11条2(a)の用語の解釈 （中国の鉱物資源の輸出規制措置）

要件	パネル報告	上級委報告
不可欠の産品	何かのエッセンスの部分を構成する、 絶対的に必要、不可欠に必要 を意味する	絶対的に不可欠 な産品を意味する
危機的な不足	「不足」とは量の不足であり、「危機的」とは「 決定的に重要な 」又は「危機の水準に達する」という意味	決定的に重要な状況を構成し、又は極めて重要又は決定的な段階若しくは 転換点に到達 している重大な量の不足
一時的に課する	予め固定された期間 に適用される措置	期限が予め固定されているか否かにかかわらず、一時的な必要性を満たすために、 限定的な期間 にとられる措置

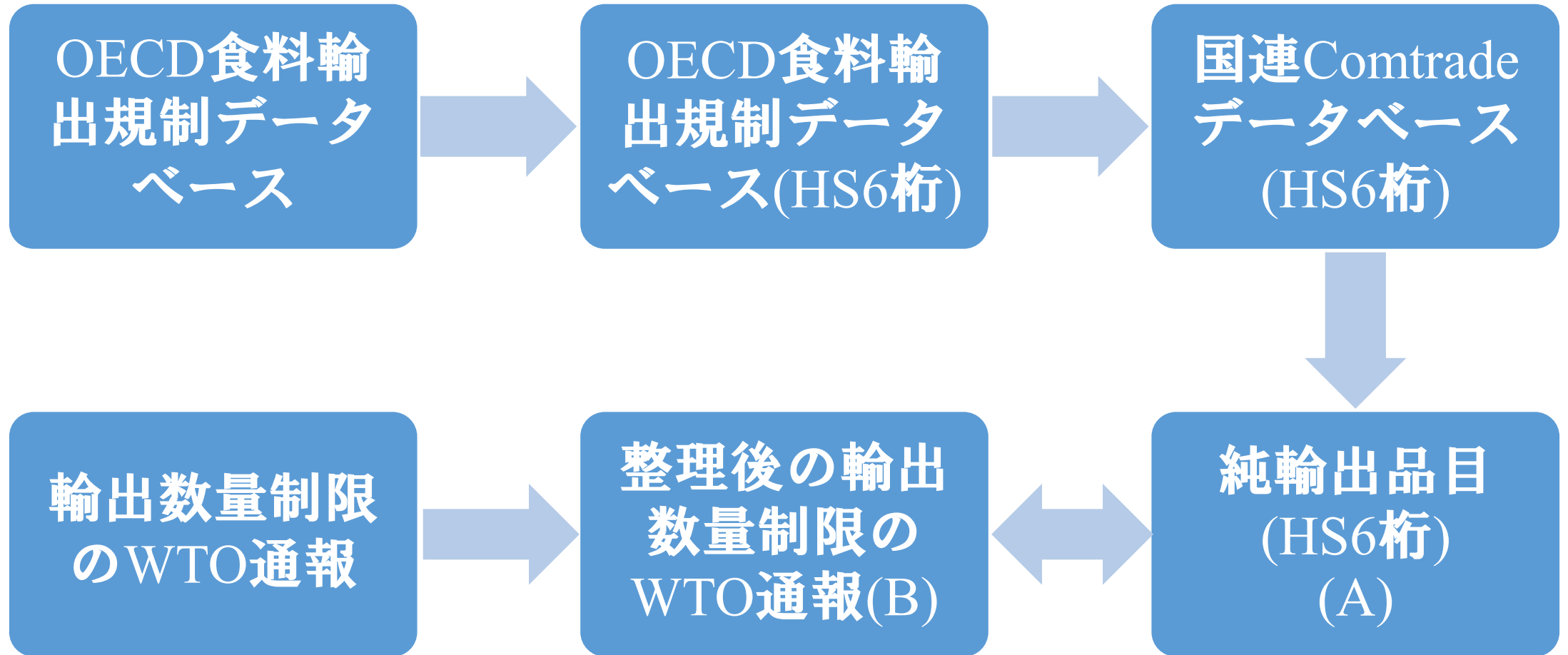
発動期間は「1年未満」を基準とすると、GATT11条2(a)への違反率は24%

GATT11条2(a)の遵守状況の検証結果



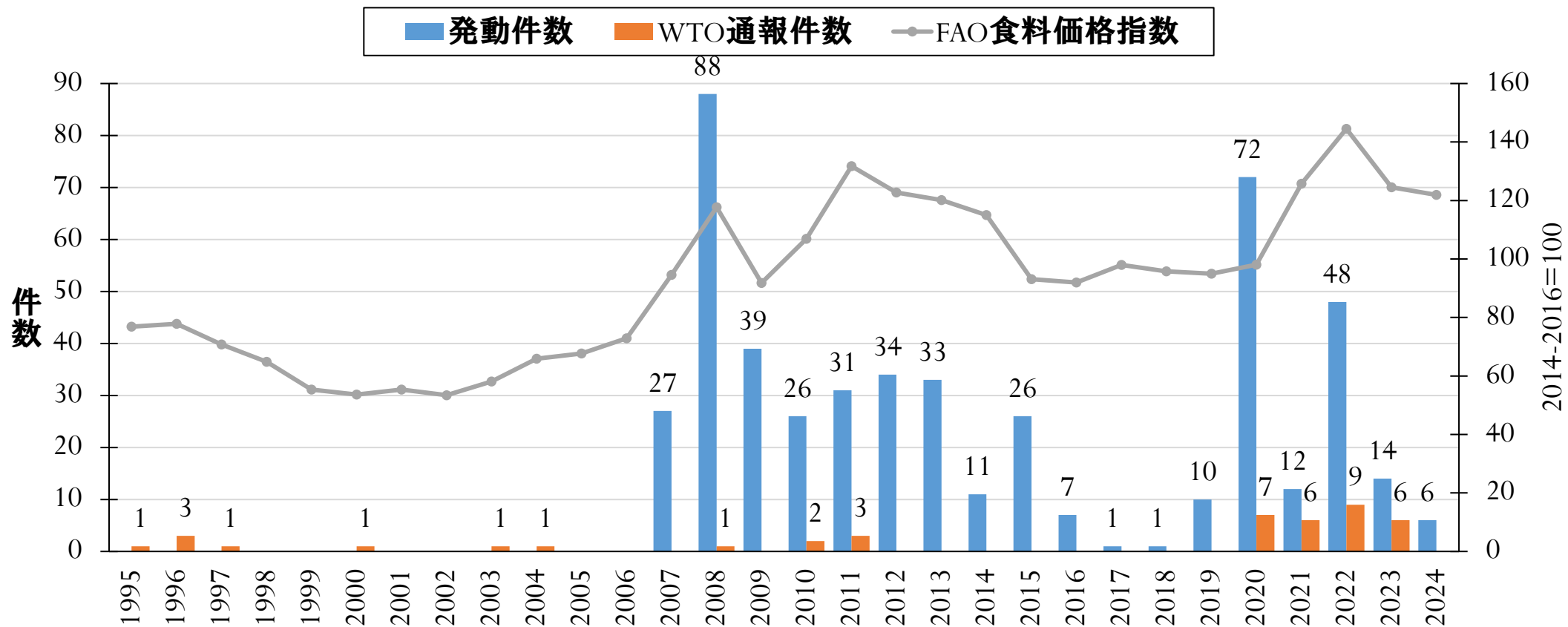
5. 輸出数量制限のWTO通報の遵守状況

輸出数量制限のWTO通報遵守率の算出方法



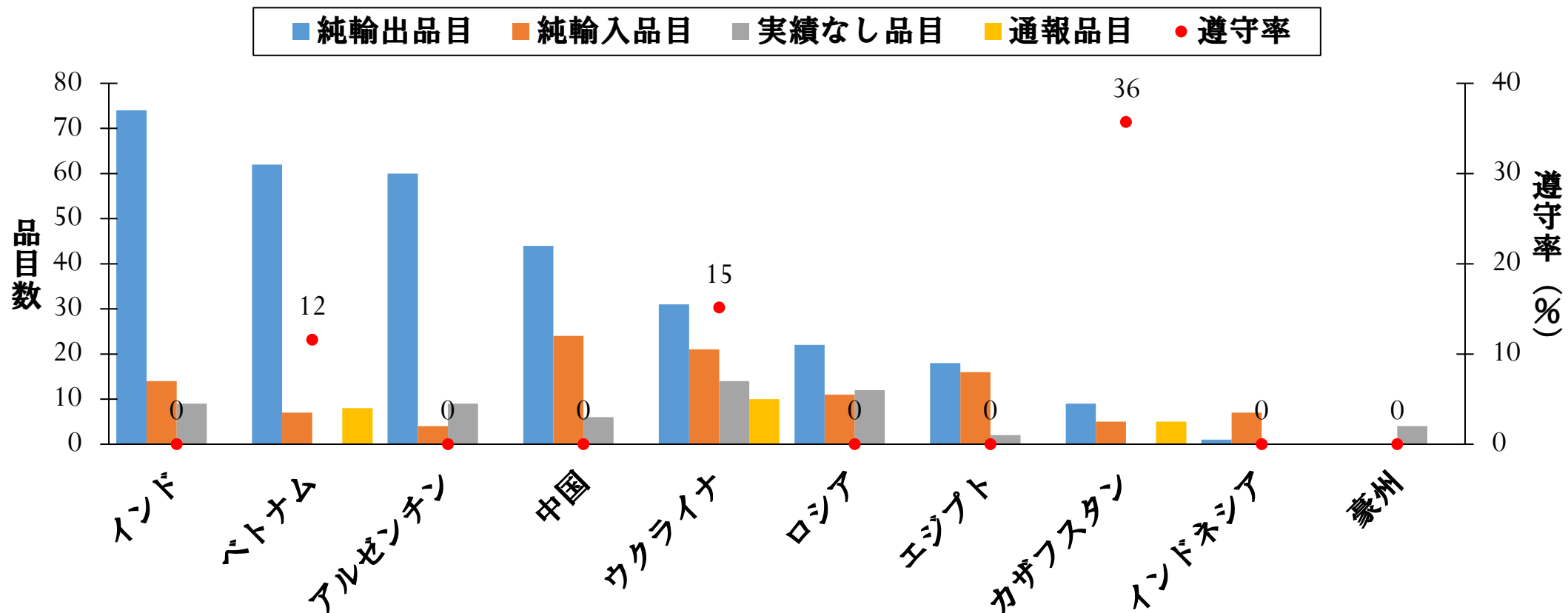
輸出数量制限の発動件数とWTOへの通報件数の相関係数は-0.17と低い

輸出数量制限と食料価格指数の関係



通報が不要な途上国の純輸出品を除くと、WTO農業協定の遵守率は4.6%

農業協定12条2の遵守状況の検証結果



6. 食料輸出規制の規律強化に向けた提言

- **発動期間の制限**
 - 上級委員会報告における「一時的に課する」の解釈を反映した「GATT 11条2項(a)に関する解釈了解」をWTOの閣僚会議か一般理事会で採択
- **通報の改善**
 - GATT 11条2項(a)：「食料」の定義
 - WTO農業協定12条：「可能な限り事前（に通報）」、「輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国」、「必要な情報」（以上は1項(b)）、「ある食料の純輸出国」（2項）といった用語の定義
 - 用語の定義とWTO事務局による履行監視をWTO農業委員会で決定
- **輸出税の扱い**
 - 維持は譲許表に明記し、それ以外の新設・維持を禁止（CPTPP協定）

研究成果：論文（書籍への収録論文を含む）

- **作山巧(2024)「自由貿易と日本の食料安全保障」岩田伸人編著
『WTO体制下の貿易政策：過去・現在・将来』文真堂：123-142.**
- **作山巧(2026)「国際貿易ルールと日本の食料安全保障：食料輸出制限を中心に」『農村と都市をむすぶ』76(5)：36-44.**

研究成果：学会発表

- 作山巧(2023)「食料輸出規制の法と経済学：国際規律の非対称性と日本の食料安全保障への示唆」『日本貿易学会第62回全国大会自由論題報告』日本貿易振興機構、2023年5月28日
- 作山巧(2024)「国際貿易協定における輸出規制規律の現状と課題：法的側面を中心に」『日本貿易学会第63回全国大会自由論題報告』関西学院大学、2024年5月26日
- 作山巧(2024)「WTO協定に違反する食料輸出制限の実態」『2024年度日本フードシステム学会大会個別報告』九州大学、2024年6月23日
- 作山巧(2025)「WTO協定に違反する食料輸出規制の実態と規律強化に向けた提言」『2025年度日本農業経済学会大会特別セッション報告』日本大学、2025年3月30日
- 作山巧(2025)「WTO通報義務の遵守状況の検証：食料輸出制限を事例として」『日本貿易学会第64回全国大会自由論題報告』日本大学、2025年5月24日
- Sakuyama, T. (2025) In Search of Transparency in Food Export Restrictions: Cross-National Compliance with Notification Obligations in the World Trade Organization, Poster Presentation, XVIII Congress of the European Association of Agricultural Economists, 28 August 2025, Bonn, Germany.